

社会福祉法人 幸聖福社会 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸聖福社会（以下「法人」という）の役員に支給する役員報酬（以下「月額報酬」という）等に関する事項で、法令または定款に別段の定めのある事項以外についてはこの規程による。

第1章 月額報酬

(月額報酬の体系)

第2条 法人の役員のうち、理事長及び常務理事（以下「事務担当理事」という）に対して役員報酬を支給する。

(支給日)

第3条 役員への月額報酬は職員給与支給日に準ずる。

(控除金)

第4条 法人は、役員に支給する報酬から源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除する。

2 非常勤役員の場合はその都度相談に応ずる。

第2章 役員退職金

(役員退職金)

第5条 役員が退任した場合には、第6条に定める基準に基づき役員退職金を支給する。

(役員退職金の計算方法)

第6条 月額報酬を支給している理事・・・退任時の現月額報酬額×在任年数×功績倍率
上記以外の理事・・・在任年数に10,000円を乗じた額

2 役員退職金の支給に関しては、支給額・功績倍率等は、支給の可否も含めて理事会で最終決定する。

(在任年数の計算)

第7条 役員退職金の算定の基礎となる在任年数の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの年数による。

2 前項の規定により計算した在任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、次の場合には、これを1年に切り上げる。

(1) 在任期間が6カ月以上1年未満である場合

(旅費)

第8条 理事長及び業務担当理事に、職員に準じて旅費を支給する。

(交通費)

第9条 理事長及び業務担当理事に、職員の通勤手当に準じて交通費を支給する。

2 ただし、非常勤の場合は、月額報酬に含まれるものとする。

(費用弁償)

第10条 役員及び評議員（理事長の申出により、理事会等への出席を求められた関係者は含む。ただし、業務担当理事、職員であるものを除く。）が、法人の業務に従事したときは費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、別表1に定めるとおりとする。

(支給停止)

第11条 退職役員のうち、在任中に特に重大な損害を法人に与えたものに対し、理事会の決定により、役員退職金を減額または、支給停止することができる。

2 役員を解任された場合は支給しない。支給停止することができる。

3 法人の運営に支障をきたす恐れがある場合は支給しない。

4 理事会で最終承認が得られなかった場合は支給しない。

(改正)

第12条 この規程を改正する必要がある場合は、理事会の議決を諮り決定するものとする。

任期の期間における報酬は別紙に定める。

別表1

区 分	費用弁償の額
理事会・評議員会	1回につき 10,000円
そ の 他	業務の内容、交通費の実費等を勘案してその都度理事長が定める。

附 則 この規程は、平成26年6月1日より改訂する。

この規程は、平成28年1月20日より改訂する。